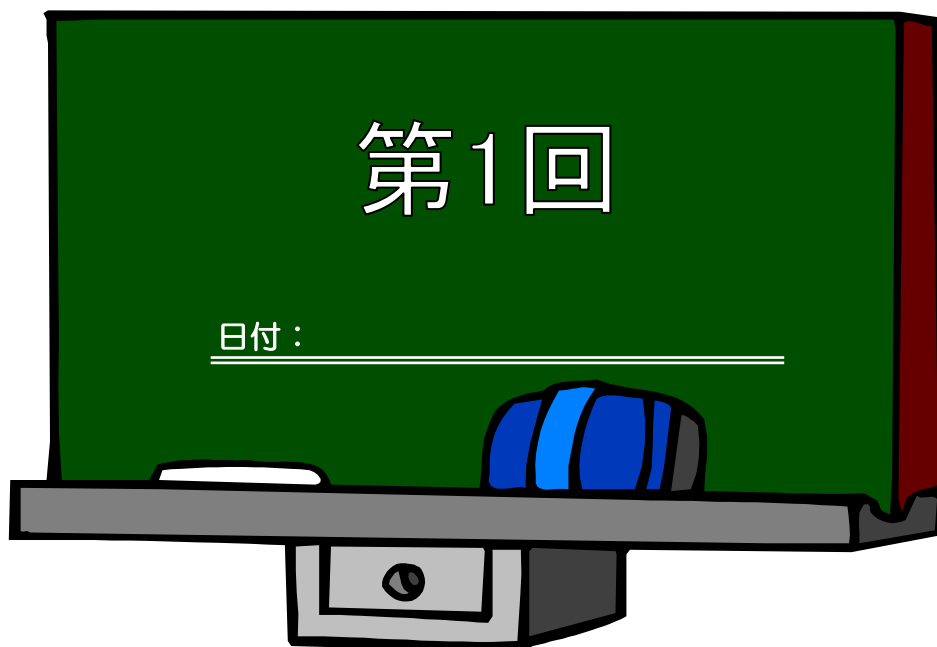


リース業務基礎講座

(オートリース・システム編)



作成日：2004年10月01日

最終更新日：2012年10月02日

目次

第1部 全体構成と用語

第1章 システム構成と用語

- ・ サブシステム構成とリース会社の組織体制
- ・ 契約形態とリース契約の流れ
- ・ 登録ナンバーの見方



薄いグレー部分が
今回の学習項目です

第2部 個別サブシステム

第1章 見積/契約

1. 契約情報と車両／一般物件の情報
2. 諸税（取得税・自動車税・重量税・固定資産税）及び諸費用（自賠責・登録費等）
 - 2-1.自動車税
 - 2-2.軽自動車税
 - 2-3.取得税
 - 2-4.重量税
 - 2-5.自賠責
 - 2-6.その他の諸費用
 - 2-7.固定資産税
3. メンテナンス
 - 3-1.メンテナンスサービスの内容
 - 3-2.メンテナンス料金（定額と出来高）
4. 任意保険
 - 4-1.自動車保険の用語
5. 回収
 - 5-1.回収条件、採算情報および原価計算
6. 契約書とまとめ
 - 6-1.契約書条項の説明
 - 6-2.まとめ

第1回

第1部 全体構成と用語

第1章 システム構成と用語

- ・ サブシステム構成とリース会社の組織体制
- ・ 契約形態とリース契約の流れ
- ・ 登録ナンバーの見方

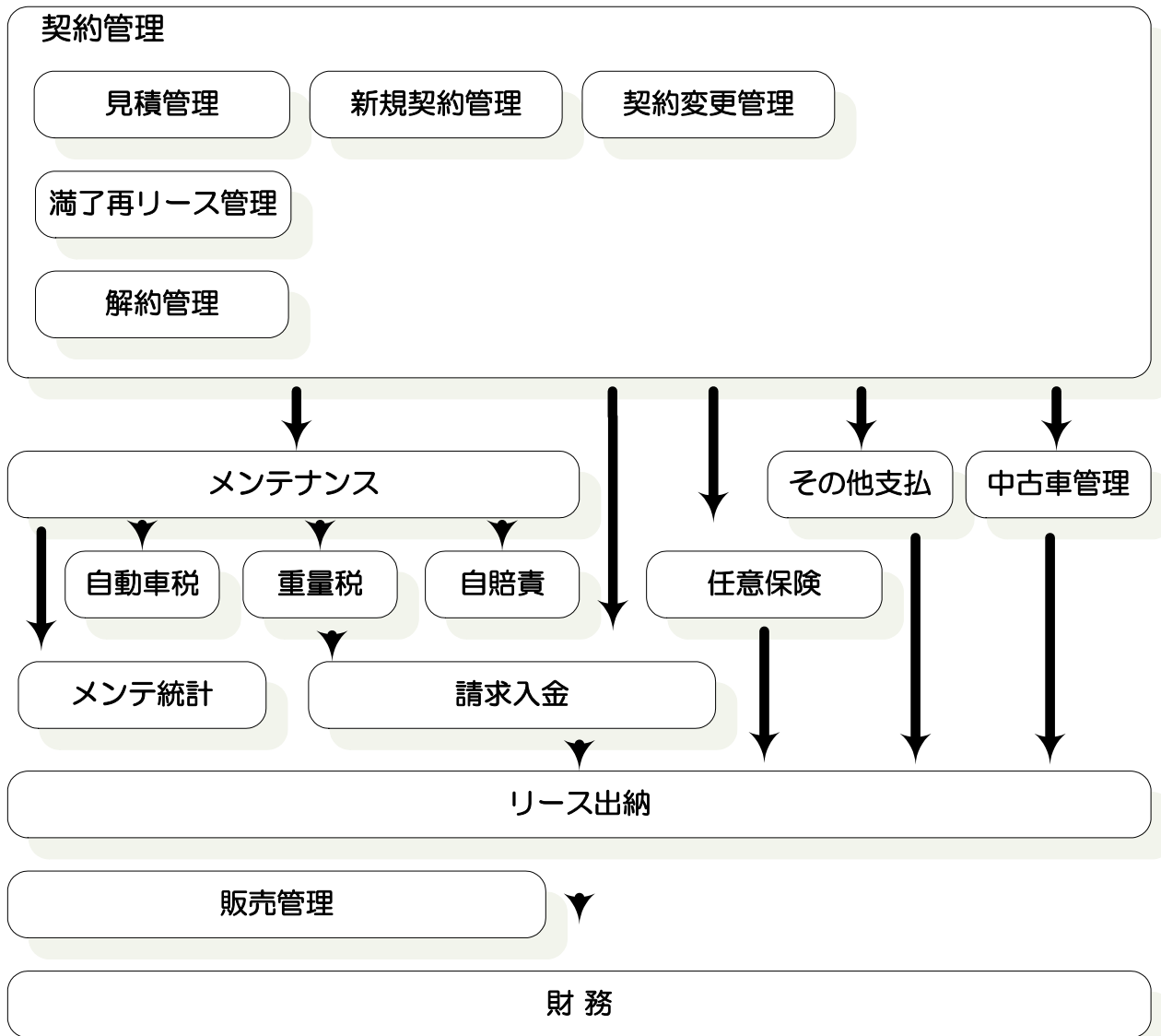
目 的

- (1) システム構成の理解とリース会社の組織
- (2) 商品（＝契約形態）を知る
- (3) 通常リース契約の生涯（流れ）を知る
- (4) 登録ナンバーの見方

概 要

- (1) 第2回目以降、サブシステム詳細
- (2) 処理（イベント）用語の理解
- (3) 第2回目以降、契約形態による(1)・(2)の違い
- (4) 登録車両・非登録車両、車種とそのスペックによって決定される自動車税、重量税、自賠責、登録費用、取得税、自動車リサイクル料、重量税減税、グリーン税、エコカー補助金、CO2 排出権、車検・点検（メンテナンス管理）への判断理解

➤ オートリースシステム全般図



☆☆☆ ポイント ☆☆☆

オートリースのシステム構成は各社特有の処理が入る場合もあるが、
大まかな流れは上記と同様



Memo

➤ 各サブシステムの概要

1. 受発注管理

契約案件の見積、受注、審査、契約、発注、検収の処理、および進捗管理

2. 契約管理

契約、物件、車両、回収テーブルの統括管理

「1.受発注管理」と「2.契約管理」
は1つのサブシステムであるこ
とが多い

3. 請求入金管理

リース料金等の請求、入金消込みの処理、及び未入金管理

4. リース出納管理

ディーラーへの車両代支払、修理工場への整備料支払

5. メンテナンス管理

車両、装置部分の整備、諸税、自賠責の予定と実績の把握
整備点検スケジュールの把握、整備委託工場への修理依頼
(メンテナンスとは法定点検のこと)

6. 自動車税管理

自動車税の継続分の支払、還付の処理

7. 自賠責管理

自賠責保険の新規付保、継続付保の処理、精算、解約の処理。自賠責保険＝強制保
険
(オートリースの場合、保険証券は事務センター等で管理していることが多い)

8. 重量税管理

重量税の継続分の納付処理、及び収入印紙在庫管理

(重量税の支払いには収入印紙を用いることが多い為、収入印紙の在庫管理を行な
うことが多い)

9. 任意保険管理

任意保険の初回、継続の申込、及び解約の処理。任意保険＝自動車保険



★★★ システム開発側から見た、任意保険（自動車保険） ★★★

自動車保険は等級の捉え方が各社異なるため、
保険料が統一ではなくシステム化が大変
⇒システム化の一例

見積時に Web より最新の価格表の参照してテーブル展開する

等級とは？

1～20等級で付けてあり、数字が大きいほど無事故で優良ドライバー＝保険料は安くなる。自動車保険の新規契約時は6等級からスタートし、以後1年間保険を使う事故がなかったら、次の年は等級が1等級ずつ上がっていき、保険料が安くなっていく。



Memo

➤ 契約形態

- ・一般リース（一般物件。車両以外）
 - ・ファイナンスリース車
 - ・メンテナンスリース車
 - ・レンタカー
 - ・他社
 - ・売切車（新車）
 - ・売切車（中古車）
 - ・割賦（繰延）
 - ・割賦（一括）
 - ・割賦（繰延一般）
 - ・割賦（一括一般）
- } 回収期間が短い売買のこと。「売買」と呼ばれる事もある
- } 回収期間が長い売買のこと

割賦とは？

「割賦販売」は、リース契約と異なり「割賦販売法」で法的に規定されている取引。

法における「割賦販売」の定義

1. 割賦期間が2ヶ月以上
2. 3回以上に分割して回収
3. 頭金が契約額の2/3以下

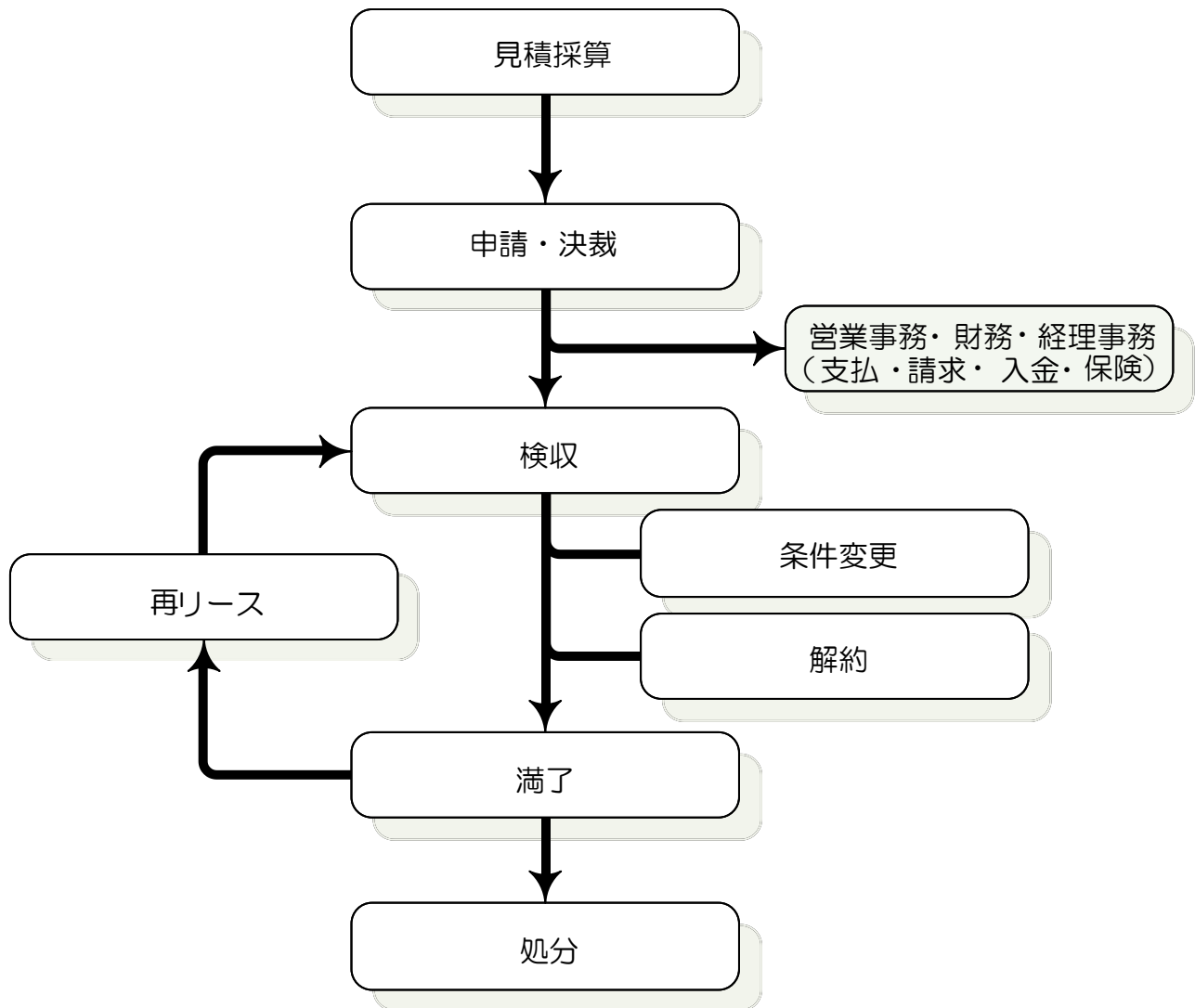
上記条件に当てはまる場合を「割賦」と呼び、それ以外の場合を「売切（売買）」と呼ぶ。





Memo

➤ リース契約の流れ





Memo

➤ リース契約の概要

- ・ 見積採算

ディーラとの交渉後、各種金額を元に見積書を作成。与信管理なども行う

- ・ 申請決裁

リースの申請及び決裁を行う

オートリースの場合、取引業者を「ディーラ」や「メーカ」と呼ぶ。
一般リースの場合「サプライヤ」と呼ぶ。

- ・ 検収

契約成立。リース開始日

- ・ 条件変更

リース料やリース内容の変更など、契約の全てに関わる部分の変更を行う場合

- ・ 解約

レベルアップや事故による全損・半損などの場合

(レベルアップ：現契約のリース物件よりも、性能的に優れている物件をリースすること)

- ・ 満了

オートリースの場合、車検期間に沿っての満了が多い。新車の場合はリース期間5年、再リースは2年。

トラックなどの場合、新車で2年、再リースは1年。

満了日の考え方（オートリースの場合）

車両登録日の一日前が満了日となる。

例) 2005/01/19 に車両登録。新車で5年リース

⇒満了日は2010/01/18



- ・ 再リース

同一物件を引き続きリースすること

- ・ 処分

中古車市場へ売る、オークションへ出品する、廃棄するなど



Memo

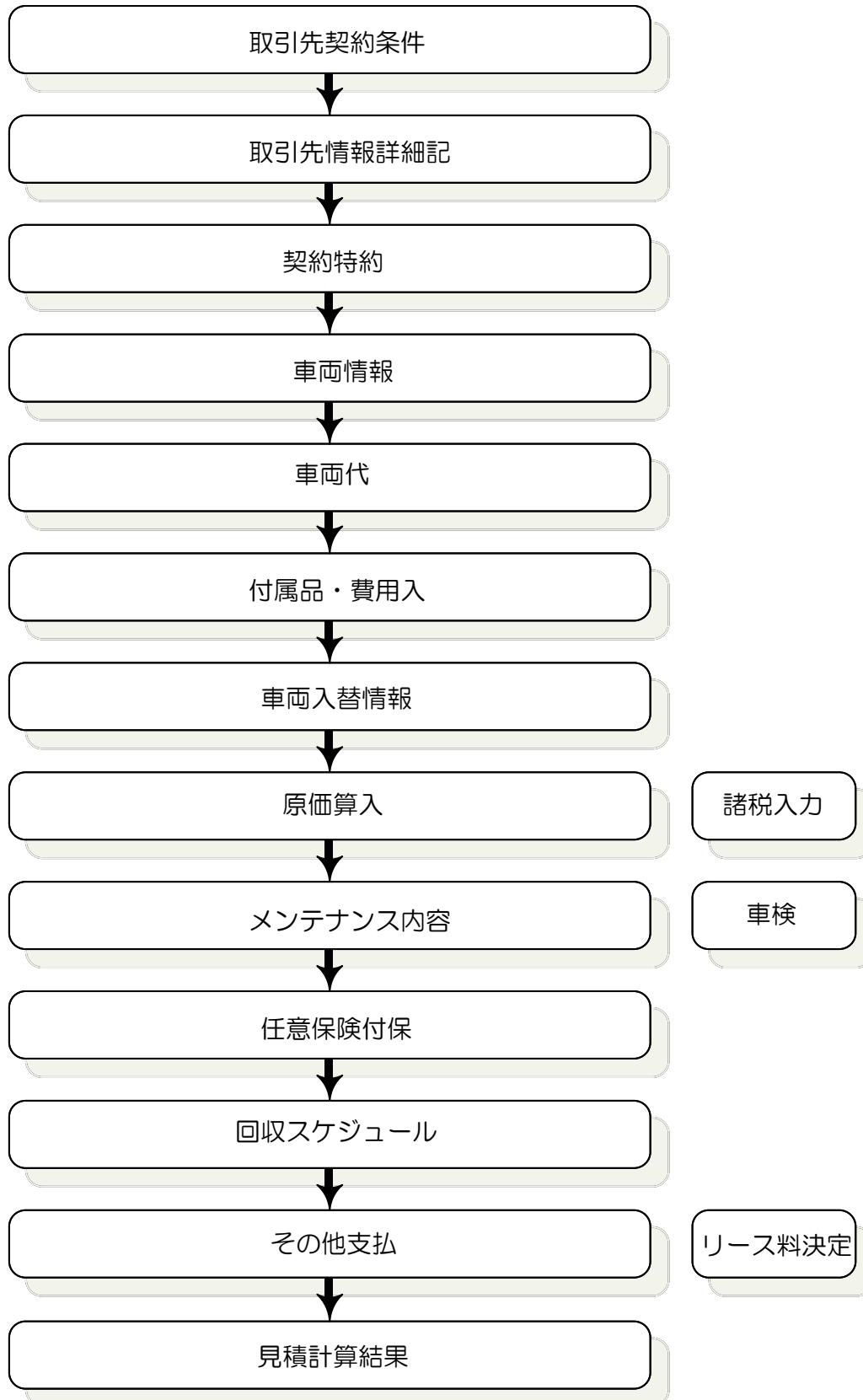
➤ 契約を検収（成立）するまでの業務（営業）の流れ（例：メンテナンスリース）





Memo

➤ 見積書を作成する為に必要な入力項目



見積サブシステムの特長

目的：契約する相手(ユーザー)、リースする物件(車両)、物件に付随する税金

(自動車＝自動車税、重量税。一般＝固定資産税、取得税)、

その他の費用(自動車＝自賠責保険料、JAF、陸運局登録料)、

保険(自動車保険、一般＝動産保険等)

・・・等の情報を登録することで、相手先の与信審査(取引先管理サブで行うことも)、
メーカー・ディーラー、またはサプライヤーへの物件代金支払等を行うことを可能にする。

また、(リース会社にとっての)費用(上記)に利益を乗せ回収額(＝リース料)を算出し、
社内的には案件の申請、ユーザーへは見積書の提出を行う。

入力画面：契約情報(＝ユーザー情報、契約期間等)は、取引先契約画面～契約特約画面。

車両スペックは、車両情報。

車両にかかる費用は、車両代。

・・・・・・等々



Memo

➤ 登録ナンバーの見方

品川 52
あ 20-46

品川：自動車の使用の本拠の所在地を管轄する陸運支局
または自動車検査登録事務所を表示する文字

陸運支局のことを
「リクジ」と呼ぶ。

52：分類番号（自動車の種別を表示する数字）

- 1・10～19・100～199 普通貨物自動車
- 2・20～29・200～299 普通乗合自動車（定員 11 人以上）
- 3・30～39・300～399 普通乗用車
- 4・40～49・400～499 } 小型貨物自動車
- 6・60～69・600～699 } 小型貨物自動車
- 5・50～59・500～599 } 小型乗用車
- 7・70～79・700～799 } 小型乗用車
- 8・80～89・800～899 特種用途自動車
- 9・90～99・900～999 大型特殊自動車
- 0・00～09・000～099 大型特殊自動車のうち建設用機械

特種用途自動車とは？

レッカー車やセミトレーラーなど、元々は乗用車や貨物自動車だったものを業務形態に合せて改造した車のこと。

「大型特殊自動車」と差別化を図る為、リース業界では「トクダネ」と呼ばれる。

大型特殊自動車とは？

クレーン車やタイヤローラなど、ある業務のみに使用し、その為に作られた車のこと。

トクダネは自動車リサイクル法の対象車両
大型特殊自動車は自動車リサイクル法の対象外車両



あ：業態を表示するひらがな文字またはローマ字

- 営業用 あいうえかきくけこを
- 自家用 さすせそたちつてとなにぬねのはひふほまみむめもや
ゆらりるろ
- レンタカー わ（北海道のみ「れ」）
- 外国人用 EHKMTY よ

20-46：一連指定番号
1 から 99-99 までの数字

塗装

営業用 緑地に白文字
自家用 白地に緑文字



Memo



第 1 回のまとめ

□■□ 付保資料 □■□

➤ グリーン税・エコカー減税とは？

低排出ガス認定車（新☆☆☆☆）で、かつ燃費基準＋15%、20%、25%達成車とハイブリッド自動車の自動車取得税、重量税、自動車税軽減措置。

ただし、平成24年3月末までの登録車。

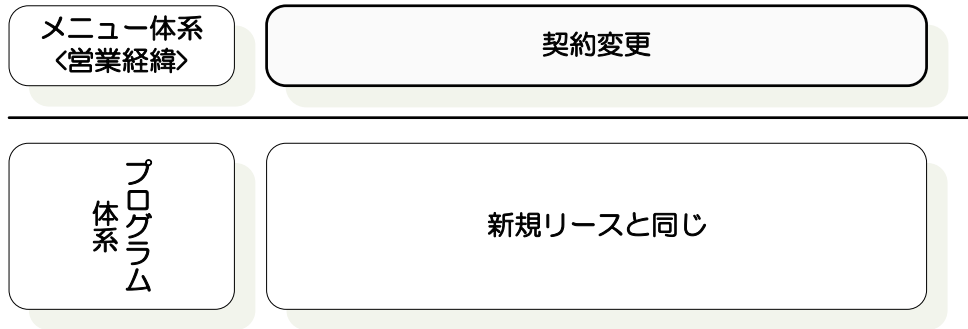
➤ 自動車税の還付について

納税通知書によって納付する自動車税は、4月1日現在において自動車を所有している方が1年分を負担することとなっているため、年度の途中で自動車を譲渡（売買など）しても、元の所有者には還付されない。

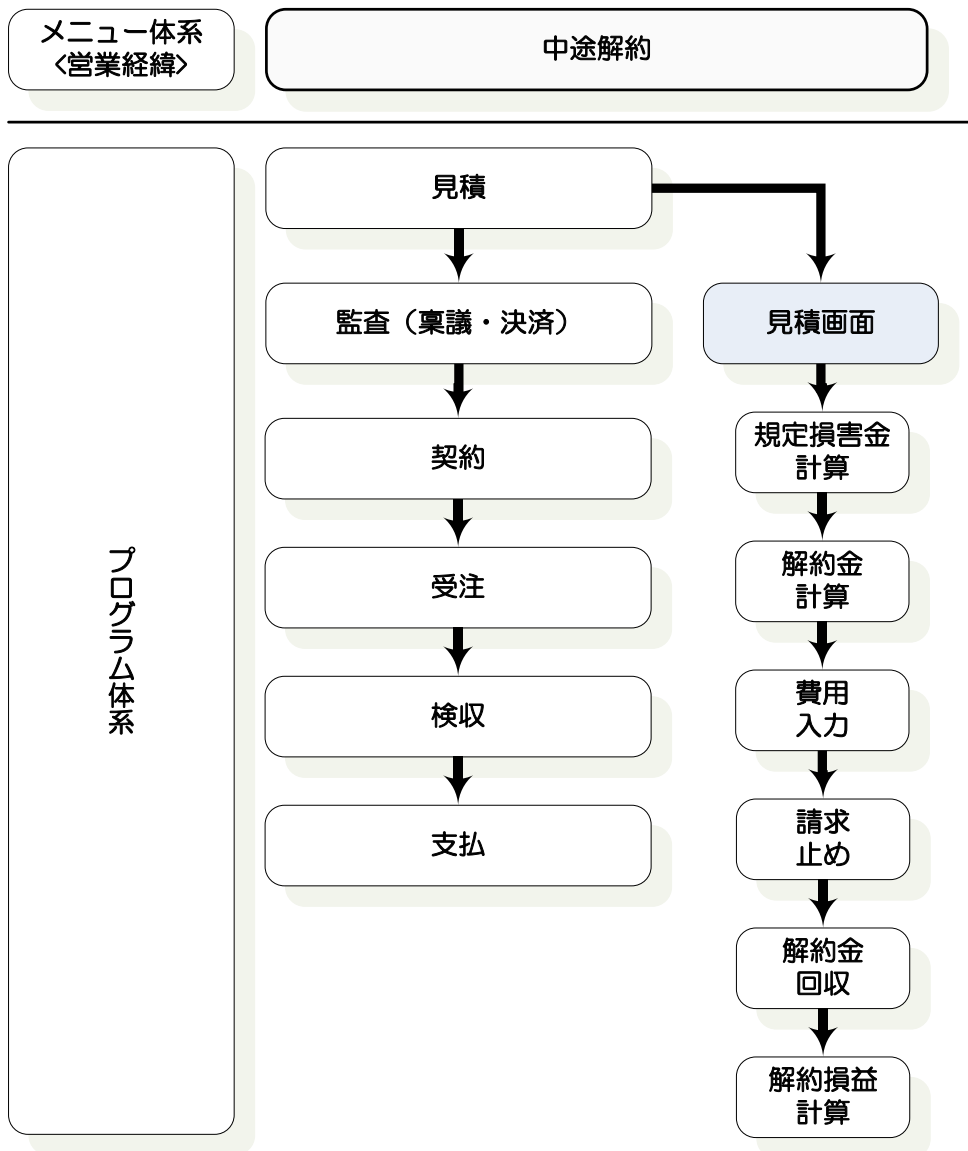
しかし、抹消登録した場合には、抹消登録した月の翌月分から月割りで還付される。

また、自動車税は、各都道府県がそれぞれ課税するので、自動車が県外へ転出された場合は、転出する前の都道府県（転出元）から月割りで還付され、転出した後の都道府県（転出先）から新たに月割りで課税される。

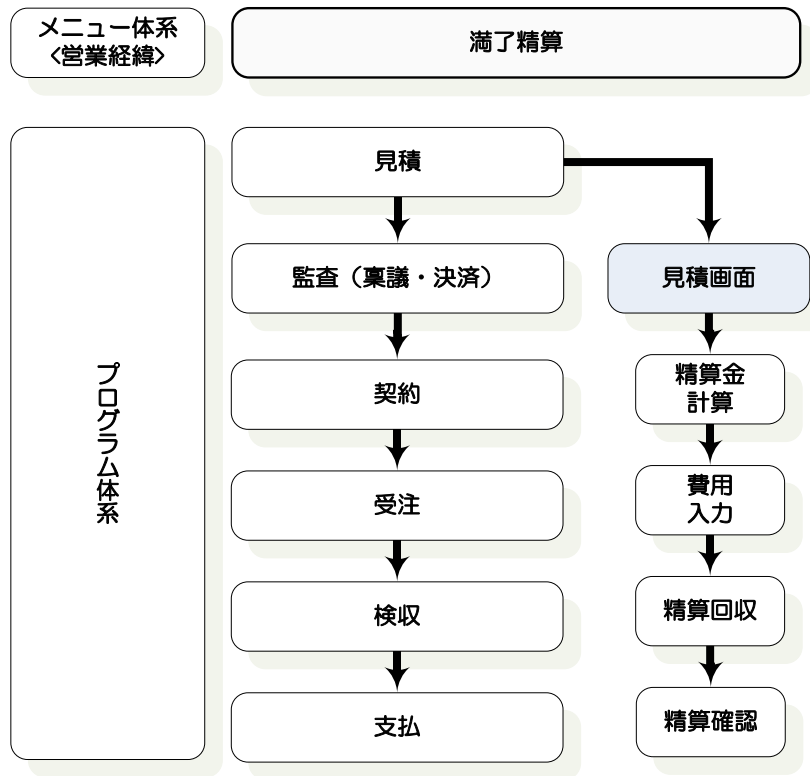
➤ 契約変更業務の流れ



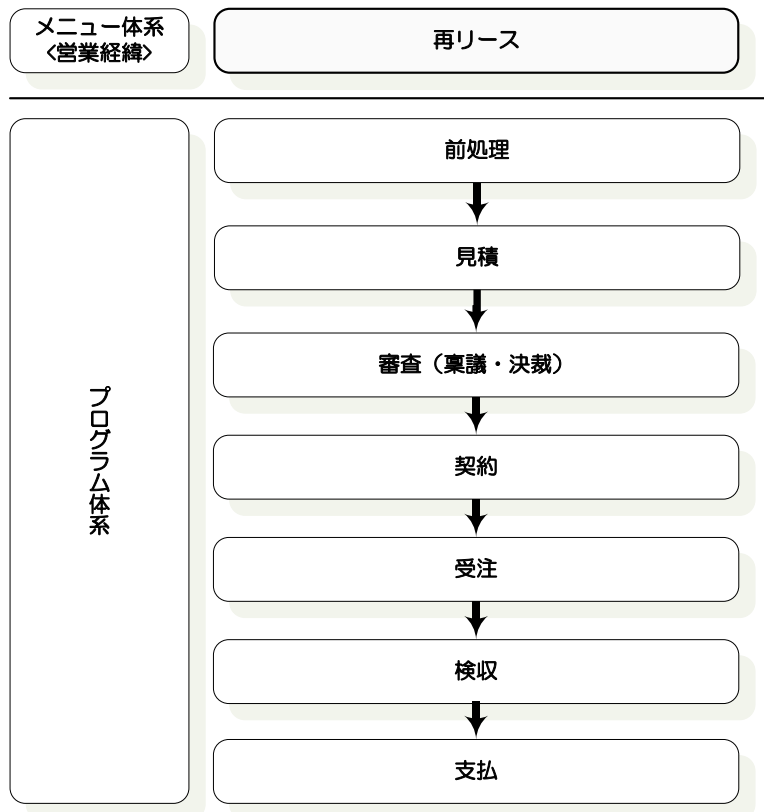
➤ 中途解約業務の流れ



➤ 満了精算業務の流れ



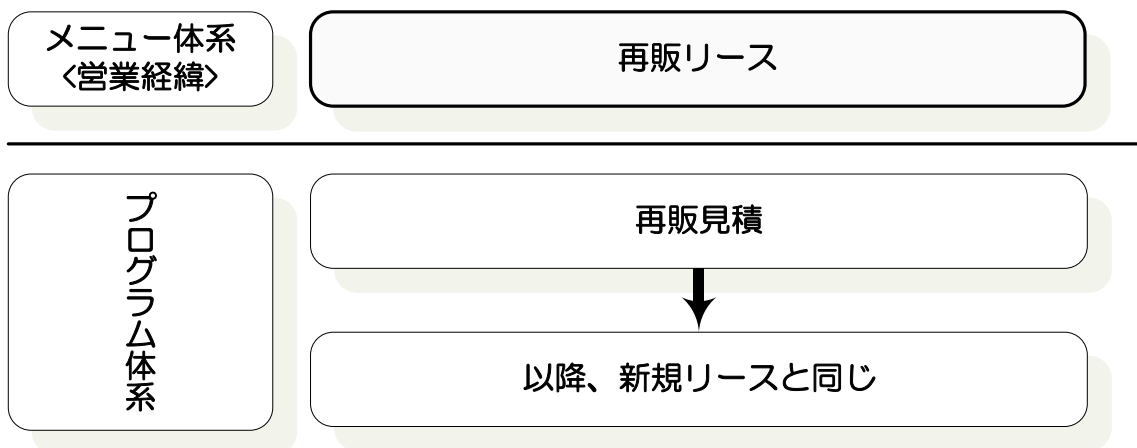
➤ 再リース業務の流れ



➤ 承継業務の流れ



➤ 再販リース業務の流れ





Memo